

名古屋大学大学院医学系研究科社会生命学専攻環境労働衛生学講座
技術補佐員（パートタイム勤務職員）の募集について

名古屋大学大学院医学系研究科社会生命学専攻環境労働衛生学講座では、下記のとおり技術補佐員（パートタイム勤務職員）を募集します。

記

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学大学院医学系研究科
社会生命学専攻環境労働衛生学講座（名古屋市昭和区鶴舞町 65）
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 職 名 技術補佐員（パートタイム勤務職員）
3. 職務内容 【雇入れ直後】各種実験補助、システムへの入力作業等
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集人員 1 名
5. 募集条件 1）学歴：高校卒業以上
2）必要な経験等：パソコン操作（Word, Excel）
6. 雇用期間 令和8年7月1日以降早期～令和9年3月31日（試用期間3か月）
雇用は年度単位。
大学の基準（業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等）に基づく評価の上で、年度毎に更新する可能性があります。
更新する場合でも、採用日から5年までを限度とします。
最終雇用年齢は65歳に達した年の年度末まで
7. 勤務条件 1）勤務時間 月から金 週4～5日勤務、9時～16時、週20～30時間（応相談）
※時間外労働なし
※扶養内での勤務をご希望の方にも柔軟に対応いたします。
※あらかじめ決まっている学校行事だけでなく、お子様等の急な体調変化に対しても柔軟に勤務時間を調整できる働きやすい職場です。
2）休憩時間 12時～13時
3）休 日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
4）加入保険 共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険 ※雇用条件による
労災保険
5）有給休暇 年次有給休暇（雇用日に勤務日数等に応じて付与）、その他休暇
6）給 与 時間給 1,390 円
※ただし、担当業務に関する高度な技術・経験等がある場合は
高度単価（時給 1,630 円）にて雇用の可能性あり
7）通勤手当 支給（支給要件有り、上限 150,000 円／月）
8）受動喫煙措置 原則としてキャンパス内は喫煙禁止
8. 選考方法 書類選考の上、面接を実施し、採否を決定します。
9. 提出書類 「履歴書」（様式自由、写真貼付）及び「類型該当性の自己申告書」（指定様式）を提出先
あて郵送してください。
封筒には、「技術補佐員応募書類在中」と朱書きしてください。
提出先：〒466-8560 名古屋市昭和区鶴舞町 65
名古屋大学大学院医学系研究科社会生命学専攻環境労働衛生学講座
担当：加藤 TEL：052-744-2124
E-mail：meisei@med.nagoya-u.ac.jp
10. 応募期限 令和8年8月31日（月）17時必着
※随時選考を行い、適任者が決まり次第終了します。

11. そ の 他
- 1) 面接のための交通費は自己負担とします。
 - 2) 提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。
 - 3) 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
 - 4) 2021 年 11 月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。
12. 募集者
- 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 _____

氏名 _____

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①	外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？	No ☐
	Yes ☐	Yes ☐ Yes ☐
	本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？	
	No ☐	
	本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)	
	No ☐	
	類型①に該当する。	類型①に該当しない。

類型②	外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？	No ☐
	Yes ☐	No ☐
	その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？	
	Yes ☐	
	類型②に該当する。	類型②に該当しない。

類型③	上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No ☐
	Yes ☐	類型③に該当する。